

笠置町監査委員告示第3号

地方自治法第199条の規定に基づく監査結果の公表について

令和8年2月27日

笠置町監査委員 東 達廣

同 向出 健

定期監査の結果について

地方自治法第199条第1項に規定する定期監査を実施したので、同条第9項の規定により下記のとおり公表する。

記

以上

1. 監査を実施した日時等

日 時 令和7年11月27日(木)
午後1時30分から午後3時10分まで
場 所 笠置町役場2階 議員控室
監 査 対 象 1. 隣保館運営事業について(事業内容と進捗状況)
2. 現金の取り扱いについて(教室等にかかる参加料)
3. 議会費について

2. 監査内容

定期監査において監査委員より指摘した事項に対する対応状況及び令和7年度
の予算執行に向けた考え方を伺うべく本監査を実施した。

3. 監査等結果

本監査において意見した主な内容等について、以下のとおり記す。

① 隣保館運営事業等について（事業内容と進捗状況）

ヘルストロンについて、本当によく利用されており効果的な事業だと感じている。また、1人暮らしの高齢者などには、積極的に声掛けをし、居場所作りにも努めてほしい。毎年発行されている人権カレンダーについては、マンネリ化を防ぐため、変化を加える等を検討し事業効果を高めてもらいたい。

生け花や陶芸教室の講師謝金の金額については、支払いに関する規定が設けられていないことから、整理されるのが望ましいと考える。また、様々な事業等については広報はさることながら、ホームページ等も積極的に活用し、さらなる周知をされたい。今後も住民の為に工夫され頑張っていたきたい。

② 現金の取り扱いについて（教室等にかかる参加料）

今までは参加者から徴収した現金と、笠置町から負担分を合わせて銀行振り込みができていたが、振込み手数料が高くなったこと、また徴収した現金は保管するのではなく、その都度入金するべきとの指摘を受け、今年度から歳入に一旦入れるようになったことは評価したい。請求書や領収書も作成され、こまめに現金と売上帳簿を合わせられている。また、笠置会館で販売しているし尿券やゴミ袋等の売り上げについても、毎日表で管理している。今後も現金の取扱いにはご留意いただきたい。

③ 議会費について

今年度初めてされた子ども議会について、大変興味深かった一方で、議員さんが子どもたちに説明する場面については凄く堅苦しく感じたため、次の機会では議員さん同士でより調整されるなど工夫されたい。議員研修については、近年は議員さん全員で同じ所へ行く研修ではなく、議員さん一人ひとりが興味関心のあるテーマに応じた研修を受講できるようにされているとのことだが、予算計上をしている以上、基本的には全員が行くべきであるから、全員が受講するよう議員さんの方でも意識付け等していただき、今後に活かしてほしい。また、現在議会活性化委員会でも進めているとのことだが、住民により議会に興味関心を持ってもらえるように、議員さんの活動の様子等のホームページ等を含めた発信を期待する。

以上